

東大和市窓口支援システム（窓口DX S a a S）利用仕様書（案）

1 業務名称

東大和市窓口支援システム（窓口DX S a a S）利用（以下「本業務」という。）

2 業務目的

東大和市（以下「市」という。）では、市民の利便性の向上と窓口事務の効率化を図るため、東大和市窓口支援システム（窓口DX S a a S）導入委託業務を実施し、令和7年2月から「書かない窓口」を導入することとしている。

本業務は、この窓口支援システムを継続的に利用できるようにすることにより、「書かない窓口」を円滑に運用し、市民の利便性の向上と窓口事務の効率化を図ることを目的とする。

3 履行場所

東京都東大和市中心3丁目930番地 東大和市役所本庁舎

4 利用期間

令和7年2月1日から令和7年3月31日まで

5 業務の内容

- (1) デジタル庁が令和5年度に実施した「ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口DX S a a S提供業務及び運用保守業務委託」の「要件定義書」を満たす窓口支援システムを市が利用できるようにすること。
- (2) 上記(1)の窓口支援システムの機能要件、非機能要件及び連携要件は、東大和市窓口支援システム（窓口DX S a a S）導入業務委託プロポーザルの実施により選定した事業者の提案内容に基づき、市と事業者で協議して決定する。
- (3) 本業務には、ガバメントクラウドの利用料及びガバメントクラウド接続サービスの利用料は含まれない。

6 支払方法

利用料は、毎月払いとする。

7 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。なお、本業務については、同特記仕様書第13条に規定する特定個人情報等を取り扱う業務ではない。

8 その他

本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。